

○敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例

平成27年3月19日条例第4号

改正

令和元年7月8日条例第9号

敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に係る利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額は、教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）の年齢及び保育必要量（同条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）並びに教育・保育給付認定保護者（同条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情（以下「教育・保育給付認定子どもの年齢等」という。）を勘案して、規則で定める。

(利用者負担額の徴収)

第3条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、特定保育所（同条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）から保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、敦賀市立幼稚園設置条例（昭和43年敦賀市条例第28号）第2条に規定する幼稚園又は敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例（昭和43年敦賀市条例第24号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）から教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から、規則で定めるところにより、使用料として施設型給付費（法第11条に規定する施設型給付費をいう。）又は特例施設型給付費（同条に規定する特例施設型給付費をいう。）及び前条に規定する利用者負担額を徴収する。

(延長保育料)

第4条 市長は、市立保育所において時間外保育（法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。）を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から規則で定める額の延長保育料を徴収する。

(利用者負担額等の免除)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額等（前2条の規定により市長が徴収する利用者負担額及び延長保育料をいう。）の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（特定保育所等に係る利用者負担額の経過措置）

第2条 法附則第6条第4項に規定する市が定める額は、同項に規定する場合における家計に与える影響を考慮して同項に規定する保育認定子どもの年齢、保育必要量等に応じて、規則で定める。

2 法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)、同号ロ(1)、同項第3号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市が定める額は、教育・保育給付認定子どもの年齢等を勘案して、規則で定める。

3 法附則第9条第1項第1号ロ、同項第2号イ(2)、同号ロ(2)、同項第3号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する市が定める額は、それぞれ当該規定の事情を参酌して、規則で定める。

（敦賀市立幼稚園入園料および保育料徴収条例の廃止）

第3条 敦賀市立幼稚園入園料および保育料徴収条例（昭和43年敦賀市条例第14号）は、廃止する。

附 則（令和元年7月8日条例第9号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。